

# 日EU相互認証の枠組みの拡大に向けた対応等について 出張の概要等

資料 1 - 1

## 1. 概要

日程：4月7日(月)～4月10日(木)

訪問先：4月8日(火) 欧州データ保護会議（EDPB） アヌ・タルス議長（※）

欧州委員会 司法・消費者総局（事務局のみ対応）

4月9日(水) 欧州データ保護監察機関（EDPS） ヴォイチェフ・ビブロフスキー 総裁

欧州委員会 マイケル・マグラー委員（民主主義・司法・法の支配・消費者保護担当）

出張者：大島委員、佐脇事務局長、国際室職員

（※）兼フィンランドデータ保護オンブズマン（フィンランドデータ保護機関のトップ）

## 2. 目的

- 現在、日EU間の相互認証の枠組みの対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大するための協議を、欧州委員会と行っているところ。
- 今般の出張は、大島委員が欧州委員会マイケル・マグラー委員と会談し、上記協議の進捗を確認するとともに、日EU間の今後の協力関係の強化に向けた取組を進めていくことに合意し、これらに係る共同プレス声明を発出することを目的とする。
- 併せて、欧州委員会による日本への十分性認定に関する報告書の作成に際し、欧州委員会へ意見を提供する重要な役割を担っているEDPBのアヌ・タルス議長を訪問し、早期妥結に向けた関係者の理解醸成を図るほか、EUの機関・組織における個人データの処理に関し、EU加盟国の各監督機関が有するのと同様の任務・権限を有しているEDPSのヴォイチェフ・ビブロフスキー総裁を訪問し、データ保護・プライバシーを取り巻く状況について執行の観点からの意見交換を行うこと等を目的とする。

## 3. 共同プレス声明の概要

- EUから日本に対する十分性認定の対象範囲を学術研究分野及び公的部門に拡大する協議について、特に学術研究分野において大きく進展しており、両者は迅速に妥結させることを視野に入れ、今後数箇月以内に協議を更に進展させていく決意を確認。
- 2024年3月に欧州委員会が立ち上げた「十分性ネットワーク」の枠組みでの協力を含め、価値観を共有する関係各国及び地域と共に、信頼できるデータ流通の構築に向けた協力をステップアップすることに合意。
- 具体的には、①相互認証を新たな国々へ拡大していくこと、②異なる法域で使用されている多数のモデル契約条項に「架け橋」を設けること、③OECDの「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」などの国際文書への準拠を推進すること、といった取組を行う。
- これらの共同作業を進めるため、委員レベルで定期的に会合を開催する。次回の会合は、マグラー委員が日本を訪れる予定の9月に行われる見込み。

# (参考) 訪問先の各機関について

## 欧州委員会 (European Commission)

- 加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成（各国1名の計27名、任期5年）。省庁に相当する「総局」に分かれ、法案の策定・提出、政策の遂行・運営、EU法順守の監視等を行っている。個人情報保護・プライバシーに関する政策は司法・消費者総局（担当委員：マイケル・マグラー氏（元アイルランド財相））が担当。

## 欧州データ保護会議 (European Data Protection Board: EDPB)

- EU一般データ保護規則（注1）（GDPR）によりEUの組織として設置。各国1名のデータ保護・プライバシー機関（DPA）の長及びEDPS総裁によって構成され、欧州経済領域（EEA）全体でのGDPRの一貫性のある適用及び執行の確保が目的。
- GDPRの執行で生じた各国DPA間の紛争解決のために拘束的決定を採択、GDPRの一般的な指針（ガイドライン、勧告等）の提供、欧州委員会又は各国DPAに宛てた意見の採択等を行う。
- 議長（Chair）はアヌ・タルス議長（兼フィンランドデータ保護オンブズマン、任期5年）

## 欧州データ保護監察機関 (European Data Protection Supervisor: EDPS)

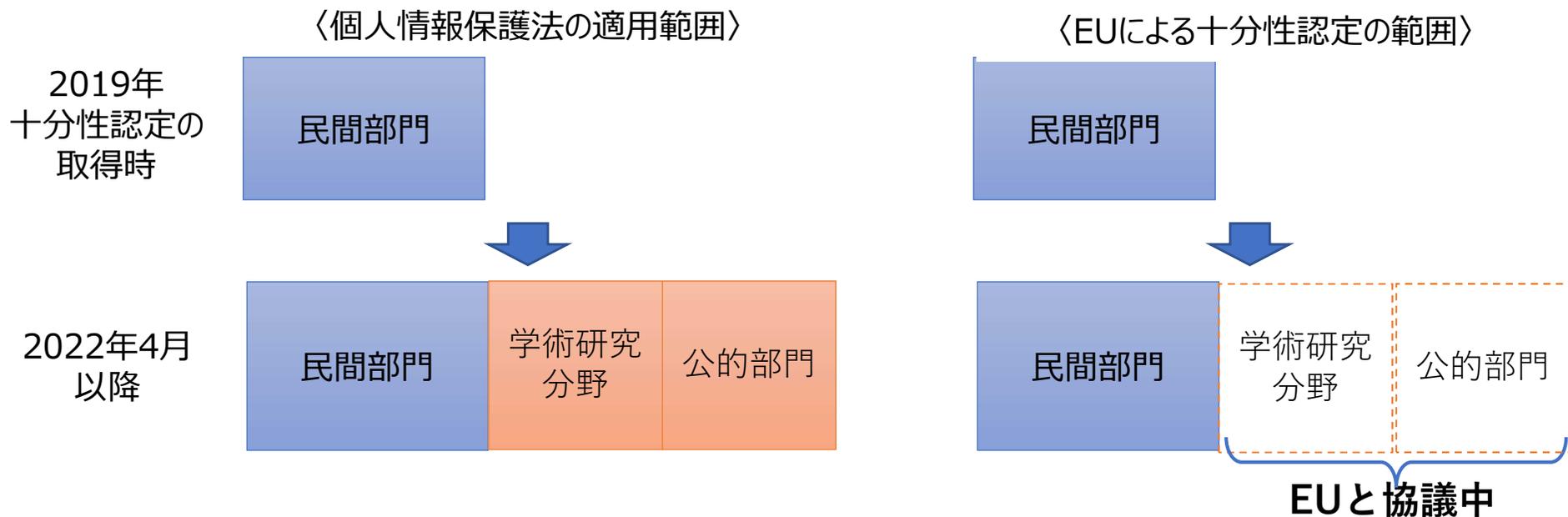
- EUデータ保護規則（注2）（EU DPR）により設置。EU機関による個人データの処理の監視及びプライバシーに影響を与える政策や法律に関する助言の提供による、一貫したデータ保護の確保等を行う。
- 総裁（Supervisor）はヴォイチェフ・ビプロフスキー総裁（ポーランド出身、任期5年）

（注1） Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance)

（注2） Regulation (EU) 2018/1725 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2018 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by the Union institutions, bodies, offices and agencies and on the free movement of such data, and repealing Regulation (EC) No 45/2001 and Decision No 1247/2002/EC (Text with EEA relevance.)

# 十分性認定の対象範囲の学術研究分野・公的部門への拡大

- 現在、EUからの十分性認定の対象は民間部門のみであり、学術研究分野・公的部門については、その対象外。
- 令和3年の個人情報保護法改正により、適用範囲が学術研究分野・公的部門へと拡大したところ、EUに対して学術研究分野・公的部門も十分性認定の対象に追加するよう働きかけを行ってきた（大学、行政機関等から拡大を望む声あり）。
- 令和5年4月4日、レンデルス欧州委員との面会において、学術研究分野・公的部門へ拡大する可能性を検討することに合意し、共同プレス声明で言及。
- 令和6年6月20日、ヨウロバー副委員長との面会において、EUによる日本への十分性認定の対象範囲の拡大に係る協議の着実な進展を歓迎し、両者間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意し、共同プレス声明で言及。
- 令和7年4月9日、マグラー委員との面会において、特に学術研究分野において協議が大きく進展しており、迅速に妥結させることを視野に入れ、今後数箇月以内に協議を更に進展させていく決意を確認し、共同プレス声明で言及。



# 日EU間の個人データ移転に係る取組の経緯等

年月	取組
2016年7月	個人情報保護委員会、日EU間で相互にデータ移転の枠組みを構築する取組方針を決定
2017年7月	日EU間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組み構築の具体的方策等について確認
2018年9月	欧州委員会による十分性認定の手續開始
2018年12月	欧州データ保護会議（EDPB）による意見書採択
2019年1月	<b>相互の個人データ移転の枠組みの発効（個人情報保護委員会によるEUの外国指定、欧州委員会による日本の十分性認定）</b>
2021年1月	共同レビューの開始
2021年10月	日EU相互認証に係る共同レビュー会合開催
2023年3月	<b>個人情報保護委員会、見直しに関する報告書を採択し、個人情報保護法第28条に基づくEUへの外国指定を継続する旨を決定</b>
2023年4月	<b>欧州委員会、レビュー報告書を採択し、GDPR（一般データ保護規則）第45条に基づく日本への十分性認定を継続する旨を決定（共同レビューの完了）</b> 個人情報保護委員会丹野委員長と欧州委員会レンデルス委員との会談、共同プレス声明の発出及び共同記者会見の実施（EUによる日本への十分性認定の範囲につき、 <u>学術研究分野及び公的部門へ拡大する可能性を検討することに合意</u> ）
2024年6月20日	個人情報保護委員会藤原委員長と欧州委員会ヨウロバー副委員長は、ベルギー・ブリュッセルにおいて会談を実施し、共同プレス声明を発出（EUによる日本への十分性認定の対象範囲拡大に係る協議の着実な進展を歓迎し、両者の間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意）
2025年4月9日	個人情報保護委員会大島委員と欧州委員会マグラー委員は、ベルギー・ブリュッセルにおいて会談を実施し、共同プレス声明を発出（特に学術研究分野において協議が大きく進展しており、 <u>迅速に妥結させることを視野に入れ、今後数箇月以内に協議を更に進展させていく決意を確認</u> ）